

18歳から大人に——4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます

選挙権年齢や国民投票権年齢が18歳以上となるなど、18・19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

それらを踏まえ、民法の一部改正により、成年年齢が4月1日から18歳に引き下げられます。

いつから成年に？

明治時代から今日まで約140年間、20歳を迎える誕生日が成年になる日でしたが、4月1日からは次のとおりとなります。

生年月日	成年になる日
平成14年4月2日 ～平成16年4月1日	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日

18歳で成年になったらできるようになること

親の同意なく自分一人の意志で、さまざまな契約ができるようになります。

例えば…

- 携帯電話を契約する
- 一人暮らしのための部屋を借りる
- クレジットカードを作成する
- ローンを組んで自動車を購入するなど



また、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。もっとも、これらについては、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことには変わりはありません。

婚姻や親権に関する変更点

婚姻 婚姻可能な年齢が男女ともに18歳以上に変更されます。18歳・19歳で結婚する場合、親の同意は必要ありません。

親権 父母などが行う親権の対象となる子の年齢が17歳以下に引き下げられます。

戸籍 現在、成年が行うことができる届け出のうち、18歳に「引き下げられるもの」と「引き下げられないもの」があります。詳しくは市民文化スポーツ局戸籍住民課 ☎582・2107 や住所地区役所市民課、本籍地市町村の戸籍担当課へ問を。

18歳で成年になっても変わらないこと

飲酒や喫煙、公営ギャンブル（競馬、競輪、オートレース、競艇）は、20歳にならないとできません。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。

親と成年になる人が気を付けるべきこと

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた「未成年者取消権」によって契約を取り消すことができます。しかし、成年に達すると、未成年者取消権は行使できなくなります。

契約にはさまざまなルールがあり、知識がないまま、契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

契約トラブルに遭わないためには、日頃から家族で話し合い、契約に関する知識を学んだり、冷静に判断できる力を身に付けたりしておくことが重要です。



◀法務省動画
「1分でわかる成年年齢引下げ」

消費者トラブルに巻き込まれたときは一人で悩まず、相談を

問 北九州市消費生活センター
☎861・0999
■月～土曜日(祝・休日、年末年始は除く)の9～16時45分
(第3土曜日は13時まで)

「マイナポイント」と「マイナンバーカード」の申し込みをお手伝いします

市では、どうしたらマイナポイントをもらえるのか分からない人などのために、申し込み手続きをお手伝いするサポート窓口を設置しています。

区役所	マイナンバーカード サテライトコーナー
場所	リバーウォーク北九州1階 (小倉北区室町1丁目1番1号)
開所時間	●平日8時30分から17時 (木曜日は19時)まで ●毎月第2、最終日曜日 8時30分から12時まで
必要な持ち物	●マイナポイントの申し込み (1)マイナンバーカード ※利用者用電子証明書用パスワード(数字4桁)が必要です。 (2)マイナポイントを申込む決済サービスの決済手段(例:カード、専用アプリ等) ●マイナンバーカードの申し込み ※区役所を利用する場合は住所地の区役所での手続きとなります。 (1)個人番号カード交付申請書 ※紛失などの場合は、住所地の区役所市民課・出張所で再発行できます。 (2)本人確認書類 ※申請に必要な顔写真は無料で撮影します。

マイナポイントとは

マイナンバーカードを持っている人が、スーパーなどで使える現金チャージ式のカードや交通系のICカード、クレジットカードなどを登録することで、キャッシュレス決済に利用できるお得なポイントのことです。キャンペーン第1弾は終了しましたが、1月1日から第2弾が開始されたので、申し込んでいなかった人も是非ご利用ください。

※マイナポイントの申し込みには、事前にマイナンバーカードの取得が必要です(申請から交付までには、通常1ヶ月半程度かかります)。

最大5000円のポイント

キャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をした際に利用金額の25%分(最大5000円分)のポイントがもらえます。

対象者

- マイナンバーカードを取得された人のうち、第1弾に申し込んでいない人
 - 令和4年9月30日までにマイナンバーカードを申請した人
- 申し込み期限
令和5年2月28日まで

今後開始されるポイントサービス
キャンペーン第1弾を申し込んだ人も申請できます。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った人

ポイント

7500円相当のポイント

対象者

- 令和4年9月30日までにマイナンバーカードを申請した人で健康保険証としての利用申し込みを行った人

申し込み開始時期

6月頃(予定)

申し込み期限

令和5年2月28日まで

公金受取口座の登録を行った人

ポイント

7500円相当のポイント

対象者

- 令和4年9月30日までにマイナンバーカードを申請した人で、国の給付金などの受け取り用として、金融機関の口座情報の登録を行った人(登録は春頃開始予定)

申し込み開始時期

6月頃(予定)

申し込み期限

令和5年2月28日まで

マイナポイントに関すること

問 デジタル市役所推進室
デジタル市役所推進課
☎582・2144

マイナンバーカードに関すること

問 市民文化スポーツ局
戸籍住民課
☎582・2107